

国立研究開発法人
国立循環器病研究センター
理事長 小川 久雄 様

令和3年2月9日

審査請求人 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田雅史

審査請求人は、次のとおり審査請求する。

1. 審査請求人の氏名及び住所

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

審査請求人（開示請求人） 代表 多田 雅史

〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5F

柴田・羽賀法律事務所内 多田携帯：080-1566-3428

2. 審査請求に係る処分

法人文書開示決定通知書（国循セン発総第20122501号、令和2年12月25日）

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和3年2月9日

4. 審査請求の趣旨

請求人が、令和2年11月1日、開示請求した以下の1件の法人文書について、一部開示決定した文書を含めて、元の法人文書の全文を開示せよ。

「1. 請求者及び国立循環器病研究センター（以下「国循」という）間の医療過誤事故の損害賠償請求事件（名古屋地裁平成25年（ワ）第5249号）に先立って、国循は、平成25年5月23日、請求者に対して「回答書」（資料1）を送付している。同回答書の理由及び経緯等を記載した国循の組織内の記録又は決裁にかかる文書の開示を請求する。」

5. 審査請求の理由

(1) 請求人が、令和2年11月1日、開示請求した法人文書は、前項のとおりである。

(2) これに対する貴殿が示した一部不開示の理由は、いずれも、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条（法人文書の開示義務）の不開示理由に当たらない。

(3) よって、本書請求のとおり、開示請求した法人文書の全文開示について、審査請求する。

(4) 貴殿は、請求人の審査請求に対する諮問手続きについて、複数の諮問手続きを放置して、法人文書の開示を免れようと企図しているが、その行為は同法に違反するため、同法19条により、速やかに、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを要求する。

(5) また、貴殿は、前(4)項の諮問の懈怠理由について、「情報公開・個人情報保護審査会での応答理由を検討しているため遅れている」とするが、すでに請求人に情報不開示理由が伝えられており、それ以外の理由を同審査会で争うことはできず、同審査会での応答理由を検討する余地はないため、同法の立法趣旨において、速やかな諮問が義務付けられている。

(6) なお、貴殿が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反する行為を重ねていることは、貴殿からの不開示決定書等のすべての資料を厚生労働省医政局研究開発振興課長笠松淳也 様及び同 国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会にも送付した上で、再三、貴殿に警告している旨を伝達していることを申し添える。

以上

複写

複写

複写

複写

複写

差出人 〒461-0001
愛知県名古屋市東区泉1-1-35ハイエスト久屋5階柴田・羽賀法律事務所内
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史

受取人 〒564-8565
大阪府吹田市岸部新町6番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター

理事長 小川 久雄様



この郵便物は令和3年2月9日
第12485926751号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2021020920171900100000号

